記者発表資料

平成２３年　９月２１日
東 北 地 方 整 備 局

「鳥海ダム建設事業」の検証に係る検討に関する意見募集について

国土交通省東北地方整備局は、鳥海ダム建設事業の検証に関する検討を進めております。このたび、９月２０日に「第３回　鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「第３回検討の場」という。）を開催し、治水、利水、流水の正常な機能の維持の複数の対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出し提示させていただきました。

つきましては、これらの対策案について今後の検討の参考とするため、別紙の意見募集要領のとおり、広く皆様からの意見を募集いたします。

１．意見募集対象

第３回検討の場では、子吉川の流域の特性に配慮して、治水、利水、流水の正常な機能の維持について複数の対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出しました。

このことに関し、次の1)、2)についてご意見を募集します。

1)今回立案した複数の治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案以外の具体的対策案の提案

2)今回行った複数の治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見

２．募集期間

平成２３年9月２２日（木）～平成２３年１０月２１日（金）（２１日１７：００必着）

３．意見募集要領

別紙のとおり。

＜発表記者会：秋田県政記者会、秋田魁新報社本荘支局、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

問い合わせ先

東北地方整備局　河川部
水災害予報企画官　岩崎　等
電話　022-225-2171（内線 3521）

別　紙

鳥海ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

～治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案と概略評価について～

平成２３年９月２２日

国土交通省東北地方整備局は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、鳥海ダム建設事業の検証に係る検討を進めております。このたび、９月２０日に「第３回鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「第３回検討の場」という。）を開催し、治水、利水、流水の正常な機能の維持の複数の対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出し、提示させていただきました。

つきましては、今後の検討の参考とするため、以下の意見募集要領のとおり、広く皆様からご意見を募集いたします。

【意見募集要領】

１．意見募集対象

第３回検討の場では、子吉川の流域の特性に配慮して、治水、利水、流水の正常な機能の維持について複数の対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出しました。

このことに関し、次の１）、２）についてご意見を募集します。

１）今回立案した複数の治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案以外の具体的対策案の提案

２）今回行った複数の治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見

《参考資料》

【資料－１】複数の治水対策案の概略評価について（第３回検討の場:資料-3）

【資料－２】複数の利水等対策案（新規利水及び流水の正常な機能の維持）の概略評価について（第３回検討の場:資料-4）

※　上記資料については、「６.閲覧又は資料の入手の方法」により閲覧又は入手が可能です。

２．募集期間

平成２３年９月２２日(木)～平成２３年１０月２１日(金)（２１日１７：００必着）

３．意見の提出方法

ご意見は、①郵送、②ＦＡＸ、③電子メール、④回収箱への投函のいずれかの方法で、下記「４．提出先」までご提出ください。ご意見につきましては、別途意見提出様式により、下記①～⑦をご記載ください。

① 氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）
② 住所
③ 電話番号又はメールアドレス
④ 職業（企業、団体の場合は不要）
⑤ 年齢（企業、団体の場合は不要）
⑥ 性別（企業、団体の場合は不要）
⑦ ご意見
ご意見は、上記１．意見募集対象１）、２）の別に記載してください。
※ 頂いたご意見に関しての個人情報は、目的以外では使用いたしません。

４．提出先
１）東北地方整備局　鳥海ダム調査事務所 調査設計課　宛
① 郵送の場合：〒015-0074 秋田県由利本荘市桜小路 32-1
② ＦＡＸの場合：0184-23-5451
③ 電子メールの場合：chokai@thr.mlit.go.jp
（件名に「鳥海ダム建設事業の検証に関する意見」と明記してください）
④ 回収箱への投函の場合
下記「６．閲覧又は資料の入手の方法②資料の閲覧場所」に設置している回収箱へ投函してください。

５．注意事項
① ご意見は別紙の意見提出様式に２００文字以内で記載してください。一つのご意見が２００文字を超える場合は、別途自由様式に記載していただきますようお願いします。
② ご意見は日本語で提出ください。
③ ご記入いただきました個人情報については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。また、いただいたご意見とともに、属性（職業、年齢、性別）、住所のうち都道府県名と市区町村名を公表する場合があります。
④ 電話でのご意見は受け付けておりません。
⑤ 皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
⑥ 期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
・個人や特定の企業、団体を誹謗中傷するような内容
・個人や特定の企業、団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
・個人や特定の企業、団体の著作権を侵害するような内容
・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
・営業活動等営利を目的とした内容

６．閲覧又は資料の入手の方法

①　インターネットによる閲覧

国土交通省東北地方整備局　鳥海ダム調査事務所　ホームページ

http://www.thr.mlit.go.jp/chokai/iken.html

②資料の閲覧場所

○国土交通省 東北地方整備局

・秋田河川国道事務所及び同子吉川出張所

・鳥海ダム調査事務所

○由利本荘市役所

・企画調整部総合政策課、矢島総合支所振興課、岩城総合支所振興課、由利総合支所振興課、大内総合支所振興課、東由利総合支所振興課、西目総合支所振興課、鳥海総合支所振興課

７．参考

平成２２年１１月より東北地方整備局が設置した「鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の開催状況につきましては、以下のアドレスからご参照ください。

＜東北地方整備局＞

http://www.thr.mlit.go.jp/chokai/kentonoba/kentounoba.html

＜問い合わせ先＞

国土交通省東北地方整備局河川部　代表℡　022-225-2171

水災害予報企画官　　岩崎　等（内線 3521）

【意見提出様式】

鳥海ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

～治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案と概略評価について～

<table>
<tr><td>①氏名（フリガナ）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>②住所</td><td colspan="5">〒</td></tr>
<tr><td>③電話番号又はメールアドレス</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>④職業</td><td></td><td>⑤年齢</td><td></td><td>⑥性別</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">⑦ご意見（下記の項目毎に２００文字以内で記載してください。なおご意見が長文の場合は、別途自由様式で記載してください。その場合は、下記枠内に要旨を２００字以内で記載してください。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">治水</td><td colspan="5">1)今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案の提案</td></tr>
<tr><td colspan="5">2)今回行った複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見</td></tr>
<tr><td rowspan="2">新規利水</td><td colspan="5">1)今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案の提案</td></tr>
<tr><td colspan="5">2)今回行った複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見</td></tr>
<tr><td rowspan="2">流水の正常な機能の維持</td><td colspan="5">1)今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案の提案</td></tr>
<tr><td colspan="5">2)今回行った複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見</td></tr>
</table>